

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 9 日（月） 午後 2 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・綾城副委員長・林委員・三輪委員・
先野委員・吉津委員・橋本委員・中平委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・佐伯書記
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 28 日）から付託された事件（議案 12 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 2 時 30 分 閉会 午後 3 時 17 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 3 月 9 日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

岩藤委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、3 月 4 日に引き続き、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それでは、はじめに、議案第 9 号「令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 国民健康保険事業特別会計につきましては、予算書 346、347 ページ、第 2 款「保険給付費」、第 1 項「療養諸費」、第 1 目「一般被保険者療養給付費」では、給付費ベースにおいて、令和元年度の支出額は平成 30 年度決算額と同程度で推移しており、また、退職医療制度終了に伴う退職被保険者等療養給付費からの移行分を考慮し、対前年度比 154 万 4,000 円を増額して計上しております。

次に、第 2 目「退職被保険者等療育給付費」では、令和 2 年 3 月 31 日をもって、退職医療制度が終了しますが、令和 2 年 3 月療養分の療養給付費等は令和 2 年度予算での支出となりますので、100 万円を計上しております。なお、一般・退職療養給付費全体では、対前年度比 2,897 万 2,000 円の減額となります。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 歳入歳出決算事項別明細書の 334 ページ、歳入の 1 款「国民健康保険料」、1 項「国民健康保険料」を中心にいくつかお尋ねいたします。平成 30 年度に国民健康保険は制度改革が行われ、財政運営の責任主体が県に移行したことにより、県全体の医療費、すなわち保険給付費などの見込み費用に対して、各市町の被保険者数、世帯数、それから所得金額のシェアで按分したものが県へ納める国保事業費納付金となっております。県に納付する国保事業費納付金を基に算出される標準保険料率を参考に各市町が保険料率を決めるようになっておりますけれども、本市の令和 2 年度保険料率はどうなっているのか、まずこの点についてお尋ねいたします。

中野総合窓口課長 令和 2 年度の県が示す標準保険料率は、現行の本市の保険料率に対して、所得割ではマイナス 0.42%、均等割ではプラス 1 万 1,837 円、平等割ではマイナス 2,826 円となっており、一人あたりの保険料、軽減後ですが、これは標準保険料が 10 万 3,984 円、本市の新年度予算におきましては 9 万 8,047 円で、マイナス 5,937 円となっております。令和 2 年度当初予算におきましては、現行の保険料水準で推計した予算額で県に納付する国保事業費納付金

に 6,800 万円の財源不足が生じる見込みとなりますので、基金からの繰入金を充当して計上しております。

林委員 今の説明を受けまして、この令和 2 年度の保険料というのは収納率何パーセントで算定をされておりますか。

中野総合窓口課長 令和 2 年度の保険料につきましては、今回から退職分がありませんので全部一般分という形にはなりますが、現年度一般分は 96.5 パーセントです。参考までに滞納繰越分につきましては、一般の方が 15.0 パーセント、退職被保険者分が 25.0 パーセントで試算しております。

林委員 令和 2 年度のこの保険料算定に当たり、国保加入世帯及び平均所得、一世帯当たりの平均保険料、また所得に占める保険料負担率はどうなっているのか、お尋ねいたします。

中野総合窓口課長 令和 2 年度の保険料算出に用いた国保加入世帯の世帯数は 5,453 世帯、平均所得は 83 万 9,489 円、1 世帯当たりの平均保険料は 14 万 7,674 円、1 人当たりの平均保険料は 9 万 8,047 円、所得に占める保険料負担率は 17.59 パーセントです。これらの数値は、現時点では直近の令和元年 10 月時点の賦課台帳を基に計算しております。

林委員 これはちょっと別ものですが、昨年の 12 月定例会には長門市国民健康保険条例の一部改正案が提案されております。議案の概要というのは、多子世帯に対する国民健康保険料の減免要件を追加したものでありますけれども、この令和 2 年度の対象者数と減免額の見込みというのをお尋ねしたいと思います。

藤原保険管理係長 令和 2 年 3 月 5 日時点の加入状況でみますと、減免対象世帯数が 38 世帯、対象者数が 65 人、減免額の見込みが 112 万 1,760 円となっております。

林委員 一応これで私の質疑を終わらせていただきますが、最後に、この令和 2 年度末の国民健康保険財政調整基金の残高見込み額をお尋ねして、質疑を終わらせていただきます。

藤原保険管理係長 ただ今のご質問ですが、令和元年度末の基金残高見込み額は 3 億 5,500 万 4,720 円で、令和 2 年度で 6,800 万円の繰入を予算計上していることから、令和 2 年度末の残高見込み額は 2 億 8700 万 4,720 円となっております。

林委員 大事なことを聞くのを忘れてまして、国は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から資格証明書を短期保険証に見なすという通知を出しております。これにどう対応されるのか、ちょっとその点を最後にお尋ねいたします。

中野総合窓口課長 医療機関の方からの対応によりまして、新型コロナ由来の受診ということであれば、国の通知どおりの対応を行うことと考えております。

先野委員 予算書ページの 355 ページ、この業務等委託料について新しいものだと思うんですが、これはどのような業務委託料になっているのかお伺いいたします。

中野総合窓口課長 この業務委託につきましては、今の特定健診の未受診者に対する受診率を上げていくということを前提に、今まで受診されていた方々の受診傾向の分析、それから未受診者に対するものも含めて全部で 5 タイプに分類して、その方々に応じた適切な AI 判断をもって勧奨通知を発送しようという形にしておるもので、これに対する業務委託を計上しておるものでございます。

先野委員 これは確か 9 月補正で AI のような話をされておりましたが、そのことと考えるとよろしいですか。

中野総合窓口課長 はい、そのことです。

先野委員 その下の 355 ページの下になると思うんですが、ジェネリック医薬品の啓発についてというのは多分、この通信運搬費に含まれていると思うんですが、間違いはないですかね。

中野総合窓口課長 通知につきましては通信運搬費、手数料等に含まれております。そのほかに、ジェネリックのシールについては印刷製本費に含まれております。

先野委員 啓発について決算等でもありましたけど、どのように今年は取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

中野総合窓口課長 次年度の令和 2 年度が 2020 年ということで、国の方が 2020 年度末までにジェネリック医薬品の利用率、数量ベースで 80 パーセントを超えるようにというふうに通知を出しておるところです。現在、長門市の方では国保の被保険者のジェネリック医薬品の利用率が、現在 70 パーセント前後で推移しておるところです。ですから、これまでの推移状況から判断すると、おそらくかなりの確率で、あと 12 箇月ありますけれども、80 パーセントに限りなく近づくのではないかとというふうに想定しておりますけれども、基本的には今までの取り組みを続けていくということと、可能なものは普及啓発について強化していこうというふうに考えております。

岩藤委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただ今議題となっております議案第 9 号の「令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算」について、反対の立場で討論を行います。

御承知のように、他の医療保険に入ることができない人達の医療保障をどうするのか、このことが検討された 1958 年、昭和 33 年に新しい国民健康保険法が成立し、国民皆保険の中核である新法には旧法にあった相互扶助の精神は消え、その第 1 条には「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保

障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあります。さらに第4条は「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」として、国の責務を明らかにしております。

さて、令和2年度の保険料算出に用いた国保加入世帯の世帯数は5,453世帯、8,124人となっており、平均所得は83万9,489円、1世帯当たりの平均保険料は14万7,674円、1人当たりの平均保険料は9万8,047円、所得に占める保険料負担率は17.59パーセントとなっております。平成30年度決算時では所得に占める保険料負担率は12.93パーセントであり、4.66パーセントの上昇となっております。

また、令和2年度の国民健康保険料の限度額は、基礎賦課、つまり課税分は61万円から63万円となり、介護納付金賦課、いわゆる課税分は16万円から17万円となり、据え置かれた後期高齢者支援金等賦課の19万円と合わせた賦課限度額は96万円から99万円で算定されております。

貧困と格差が広がるもと、本市をはじめ、市町村が運営する国民健康保険事業に対し、「低所得者が加入する医療保険であるにも関わらず、保険料が高い」という「国保の構造問題」は、全国知事会・全国市長会などの地方団体も解決を求めており、この矛盾は国庫負担の大幅増額によってしか解決できないということを度々指摘しております。

高すぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するには、公費を投入するしかありません。もともと、現行の国民皆保険制度がスタートした1961年当初、政府は「国民健康保険は、被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要がある」と認めております。

本市をはじめ、市町村が運営する国民健康保険事業は、住民の負担能力をはるかに超える保険料によって、全国各地で大問題になっております。こうした事態を引き起こした元凶というのは、国の予算削減にあります。

国は1984年の法改定で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続け、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50パーセントから、2015年度には20.3パーセントにまで下がっております。

議会は昨年12月定例会において「国民健康保険の安定運営に係る財政基盤の強化を求める意見書」を全会一致で可決し、政府関係機関に送付しておりますが、国民健康保険法に定められた社会保障制度としての本来の趣旨に立ち返り、病気になったとき、誰もがいつでもどこでも安心して医療にかかれ、安心して生活ができる国民健康保険制度を確立するために、市としても引き続き市長会などを通じて、国に対して国庫負担の水準をもとに戻すように求めて頂き

たいと思います。

平成 30 年度の決算時では、国民健康保険料の収納率は前年度に比べ 0.1 ポイント減となり、87.2 パーセントとなっております。令和 2 年度の保険料は、収納率 96.5 パーセントを見込んで算定されておりますけれども、長引く不況の影響で、休職・失職・廃業・休業などで収入がなくなり、あるいは所得が減る中で、払いたくても払えないという世帯が増えております。滞納問題を考える場合、なぜ納めないのかという姿勢ではなく、どうしたら納められる条件、生活になるのか、その立場で臨むことが大事であります。解決への道筋を指し示すことによって、保険料だけではなく、ほかの滞納分も納付できる道が開け、結果的には滞納の解消につながっていくものと考えております。こういった点をさらに研究、検討し、各課がしっかり連携していくべきとの意見を申し上げておきます。

第二は、国保行政は自治事務であり、個別の対応は市町村の裁量に委ねられております。全国的には保険料の引き下げに踏み切る自治体もあり、その経緯や財源は様々であります。保険料の引き下げを求める住民の世論と運動はもちろん、もはや負担は限界という市町村の判断によるものであります。

平成 30 年度から国民健康保険事業は、市町村と都道府県が共同で運営する新制度に代わっております。「都道府県化」された国保は 6 年サイクルで運営されますが、国は、今後 4～5 年かけて、国保料を「標準保険料率」に「統一」していくことを自治体に要求しています。また、「標準保険料率」以外にも、都道府県と市町村の「繰入解消」や「医療費削減」の取り組みを政府が“採点”し、“成績の良い自治体”に予算を重点配分する「保険者努力支援制度」、都道府県が市町村の「繰入解消」や「収納率向上」の取り組みを指導する「赤字削減・解消計画」など、住民負担増や給付削減につながる仕組みが新たに導入されております。

しかし、市町村の判断で一般会計からの繰入が可能であることは、厚生労働省もたびたび答弁しており、そもそも、地方自治体が条例や予算で住民福祉のための施策を行うことを、国が「禁止」したり、廃止を「強制」したりすることは、憲法が定める地方自治の本旨と条例制定権を侵す行為であります。そのため、国も「標準保険料率」は「参考値」で、「自治体に従う義務はない」と答弁せざるを得ないのであります。

国保の運営主体である市町村と都道府県が、国のやり方を一緒になって推進するのか、住民を守る防波堤になるのかが問われております。現在、乳幼児医療など福祉医療費助成制度に対しては、市単独分と合わせて県 2 分の 1、市が 2 分の 1 を負担し、一般会計から法定外の繰り入れが行われております。福祉医療費助成制度の繰り入れと同様、こうした政策的な経験を生かしていくべきで

あります。

第三に、医療費の動向については、被保険者は減少しているものの、一人当たり医療費は高齢化と医療の高度化により、総医療費は伸びる傾向にあります。令和2年度の保険給付費総額は36億3,915万3,000円を見込み、一人あたり保険給付費は44万7,950円を見込んでおります。こうした中で、特定健診や特定保健指導の受診率向上に向けた取り組みをよりいっそう推進するとともに、今後とも引き続き、予防医療や健康づくり事業など、保健事業をより充実させ、住民の健康に関する意識を高めることも重要であります。疾病の早期発見・早期治療は国保財政の健全化に役立つものと考えております。

終わりに、本議案と関連する後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける稀代の悪法であり、廃止を求める立場から議案第12号「令和2年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」及び、議案第22号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」についても、同様の趣旨であることを申し上げて、意見いたします。

岩藤委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「令和2年度長門市介護保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 介護保険事業特別会計につきましては、予算書378、379ページ、歳入でございますけど、第1款「保険料」、第1項「介護保険料」、第1目「第1号被保険者保険料」において、平成27年4月から一部実施しておりました、低所得者の第1号保険料軽減について、国からの更なる軽減強化を見込み、現年度分保険料の対前年度比4,959万5,000円減額の7億7,691万2,000円を計上しております。なお、低所得者の保険料軽減強化による保険料減収部分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担することとなります。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 歳入歳出事項別明細書の378ページ、歳入の1款保険料、1項介護保険料を中心にいくつかお尋ねをしたいと思います。令和2年度予算における介護保険料の特別徴収および普通徴収の被保険者数の見込数をお尋ねします。

松尾高齢福祉課長 特別徴収者の対象者数ですが、1万3,147人、普通徴収につきましては1,082人というふうになっております。

林委員 介護サービスを受けるには原則 1 割の自己負担、いわゆる利用料が必要となりますけども、前年度所得に応じてこれが自己負担率が 2 割あるいは 3 割になることもありますね。令和 2 年度予算における対象見込者数をお尋ねいたします。所得に応じて自己負担率が 2 割あるいは 3 割になる対象見込者数をお尋ねします。

松尾高齢福祉課長 お尋ねの 2 割負担につきましては、100 名。3 割負担者につきましては 44 名ということで試算しております。

林委員 令和元年度 2 月末現在、介護保険料の滞納者及び滞納額はどうか、または普通徴収の方だと思うんですけど、滞納が解消できない場合にはどういったペナルティとなっているのかお尋ねいたします。

松尾高齢福祉課長 まず介護保険料の滞納者及び滞納額につきましては現年、過年含めて 144 名となっております。滞納額につきましては現年が 283 万 2,915 円、過年分が 595 万 5,217 円ということで、合計が 878 万 8,132 円となります。次に滞納が解消できない場合のペナルティにつきましてはまず 3 つの方法があります。それにつきましては、一時差し止め。そして全額をまず払って、あとで戻る償還払い、そして給付制限ということで保険料が 1 割から 3 割ということで自己負担がありますが、その残りを保険給付、介護保険料の給付ということで、支払っておりますが、その部分が実際 9 割から 7 割のところを、7 割から 6 割というふうに減額をされます。

林委員 最後の質疑になります。令和 2 年度の予算執行後における年度末の介護納付費準備基金の残高見込みをお尋ねします。

松尾高齢福祉課長 残額見込みにつきましては令和 2 年度の予算上では積立金額 1,000 円を加えた 3 億 5,991 万 1,348 円ということで見込んでおります。

中平委員 介護保険特別会計、予算書 401 ページ、その他の事業の一番下、成年後見人等助成費 141 万 6,000 円の説明をお願いします。

松尾高齢福祉課長 成年後見人等の助成費につきましては、実際被保険者の財産からお支払いいただくものですが、助成を受けなければ利用が困難な方を対象に、在宅の場合、後見人をやられる方に対しまして、在宅の場合は月額 2 万 8,000 円。月額です。施設にいらっしゃる場合は 1 万 8,000 円ということで、費用助成をしております。来年度の当初につきましては、在宅 1 件、施設の方 5 件ということでその年額を計上し、141 万 6,000 円ということで計上しているところでございます。

岩藤委員長 ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

林委員 それでは、ただ今議題となっております議案第 11 号「令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計予算」について反対の立場で討論を行います。

議案第 11 号に係る令和 2 年度特別会計の総額は、前年度当初予算に比べ、0・1%増の 42 億 2,795 万 2,000 円となっております。さて、令和 2 年度の保険料算出にあたっては、第 1 号被保険者見込み人数を 1 万 4,229 人とし、この内、特別徴収対象者 1 万 3,147 人、普通徴収対象者 1,082 人としております。一人あたりの年間保険料を 54,601 円と見込み、一人あたりの介護給付費は 175 万 1,438 円を見込んでおります。介護保険制度は、20 年前「家族介護から社会で支える介護へ」というスローガンをかけかけて導入されましたが、実際には、要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から「保険あって介護なし」と言われてきました。また、家族の介護のために仕事をやめる「介護離職」が年間 10 万人近くに上り、「介護難民」と呼ばれる“行き場のない要介護高齢者”が数十万人規模にのぼるなど、介護をめぐる問題が、高齢者はもちろん現役世代にとっても重大な不安要因となっています。「独居老人」や「老老介護世帯」が急増し、高齢者の貧困・孤立が進行する中、65 歳以上の「孤立死・孤独死」は年間 2 万人にのぼると推計され、介護を苦にした殺人・殺人未遂が、年間に約 50 件、1 週間に 1 件のペースで起こる状況も続いております。さらに、国の社会保障費削減路線のもと、負担増やサービス取り上げの制度改悪が繰り返され、「介護保険だけで在宅生活を維持できない」状況はますます深刻化し、給付削減の改悪は、利用者・家族を苦しめるとともに、いざというとき使えない制度という国民・市民の不信を高め、制度の存立基盤を危うくしております。実際、「要支援 1・2」の訪問・通所介護を保険給付から外し、福祉用具などの厳しい利用制限、生活援助の基準時間の 60 分から 45 分への短縮、1 割の利用料負担は、所得が一定額を超える高齢者の利用料負担を 2 割から 3 割に引き上げ、介護施設の食費・居住費の負担を軽減する「補足給付」の対象の絞り込みが行われる中、介護保険の創設を主導した元厚生労働省幹部から、このままでは介護保険は「国家的詐欺」の制度になるという危惧の声も上がっております。保険料・利用料の高騰を抑えながら、制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすしかありません。高齢者の 3 人に 2 人は住民税非課税であり、65 歳以上の介護保険料いわゆる第 1 号保険料の負担が生活圧迫の大きな要因となっております。高齢者本人や家族の貧困が深刻化するなか、保険料が「年金天引き」の対象とならない年金月額が 1 万 5,000 円以下の人の保険料の滞納も問題となっております。また、平成 30 年度から 3 カ年の第 7 次介護保険事業計画が始まっておりますが、本市の介護保険料は、第 1 号被保険者の基準額である第 5 段階では、年額 55,800 円から 59,880 円へと、4,080 円引き上げられております。現在の介護保険制度は、サービスの利用が増えたり、介護職の労働条件を改善すれば、ただちに保険料や利用料の負担増に跳ね返るという根本的な矛盾を抱えておりますが、低

年金により、年金からの天引きができない普通徴収では滞納者数が多い実態もあり、介護保険料の引き上げが市民のくらしに負担となっていると言わざるを得ません。また、介護給付費準備基金は、令和2年度末で約3億5,900万円が見込まれており、保険料の上昇抑制に活用し、市独自の利用料負担軽減、保険外サービスの実施などに踏み出すべきであります。そのことを申し上げまして、議案第11号に対する意見といたします。

岩藤委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第12号「令和2年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 後期高齢者医療事業特別会計につきましては、提案説明及び予算説明資料のとおりでありますので、補足説明は特にございませぬ。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 予算書416ページです。令和2年度の特別徴収の保険料の関係のことについて、お伺いします。令和2年度の保険料算定においては被保険者見込7,687人、保険料見込みは年金から天引きされる特別徴収分は3億4,946万1,000円、普通徴収分は1億7,649万2,000円となっています。山口県後期高齢者医療広域連合の被保険者一人あたりの保険料価格はどうなっているのかお伺いします。

中野総合窓口課長 被保険者一人あたりの保険料賦課額は山口県後期高齢者医療広域連合からの資料によりますと、7万7,627円となっております。

先野委員 病院などを受診した際の窓口で支払う自己負担額、原則1割であります。ただし高所得者は3割負担となると思います。具体的には単身世帯で年収383万円、夫婦2人世帯で年収520万円を超える場合は3割負担となりますが、令和2年度の保険料算定にあたって、対象見込者数はどうなっているのかをお伺いします。

中野総合窓口課長 低所得者の保険の算定におきまして3割負担の対象見込数は算出しておりませんけども、今年、令和2年の1月末現在で被保険者数7,675人のうち、3割負担対象の数は248人となっております。

先野委員 低所得者の保険料を軽減する措置というのがあると思います。令和2年度も同様の措置がとられるのかお伺いいたします。

中野総合窓口課長 軽減措置につきましては、世帯の所得状況、これに応じまして均等割額の軽減が行われます。軽減内容につきましては、被保険者と世帯

主の所得の合計で判定されまして、7割、5割、2割の軽減が行われます。令和元年度の基準で申しますと、7割軽減は所得の合計が33万円以下、5割軽減ですと所得の合計が33万円に28万円かける被保険者数の額以下という格好になります。2割軽減につきましては所得の合計が33万円プラス51万円に被保険者数の数をかけた以下の数字になります。このうち7割軽減につきましては、特例として平成30年度までは上乘せの制度で8.5割軽減、それから9割の軽減がありましたが、令和元年度につきましては、これが8.5割と8割の軽減に、そして次の令和2年度につきましては、7.75割の軽減を行うようになっておりまして、令和3年度以降につきましては7、5、2割に統合されるという形に整理されております。

岩藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号「長門市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 本条例改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことを踏まえ、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める等、条例の対応箇所を改正するものでございます。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 15 : 09 —

— 再開 15 : 10 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第21号「長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 本条例改正につきましては、令和元年 6 月 26 日に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、従前の「児童福祉事業」が新たな用語「相談援助業務」に改められたこと、また、みなし支援員に係る経過措置について、国基準では令和 2 年 3 月 31 日で終了予定となっておりますが、本市におきましては、支援員の確保が困難な実情から、みなし支援員の制度が引き続き必要であるため、経過措置の期間を延長する等、条例の対応箇所を改正するものでございます。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 22 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 本条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険料の基礎賦課額に係る医療分の賦課限度額が 63 万円に、介護分の賦課限度額が 17 万円に引き上げられ、また、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5 割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額が 28 万 5 千円に、2 割軽減の基準については被保険者数に乗じる金額が 52 万円に引き上げられたことにより、所要の改正を行うものでございます。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 国民保険条例の一部を改正する条例ということで、最後になると思いますのでちょっと質疑を行います。今部長の方から説明があったと思います。国民保険料の基礎賦課額に係る医療分の賦課限度額が 63 万円で、介護分の賦課限度額が 17 万円に引き上げられるということであります。この部分というのは市で影響されている方というのは何人ぐらいいらっしゃるのか伺いたします。

中野総合窓口課長 令和元年度の世帯数、被保険者数を基に試算したものでございますが、現在限度額に該当される方は 90 世帯、250 人いらっしゃいます。そのうち賦課限度額が医療分で 63 万円の分をカウントしますと、影響される世帯は 85 世帯、234 人という形に考えられます。従いまして、残りの 5 世帯につきましては 61 万円から 63 万円以内に埋まっていくのではないかと思います。

影響額としましては、この世帯が令和 2 年度もそうだと仮定しますと 85 世帯かける 2 万円分の増になった部分で 170 万円以上、180 万円以内の影響額が発生するのではないかというふうに思われます。

先野委員 次にいきます。2 番目の、「被保険者に乗ずる金額を次のとおり引き上げる」と書いてあります。このアの 5 割軽減の世帯について、現行の 28 万円を改正後は 28.5 万円で、イについても 51 万円から改正後は 52 万円までということであります。これについての影響人数というのは何人いらっしゃるのか、一つひとつ伺いいたします。

中野総合窓口課長 5 割軽減につきましては、現行 966 世帯が現在いらっしゃいますけれども、プラス 19 世帯が 5 割軽減に該当されるようになると見込んでおります。それから 2 割軽減につきましては、現行 726 世帯ありますが、プラス 9 世帯が該当するようになるというふうに見込んでおります。従いまして、合計で 28 世帯が新たに軽減に該当するようになるというふうに見込んでおります。

先野委員 それにより市の負担がどのぐらい増えるのか伺いいたします。

中野総合窓口課長 先ほどの限度額の引き上げの部分については収入が増えるわけですが、今回の軽減の分につきましては影響額が、5 割軽減で現在のままだと仮定しますと 88 万 8,000 円ほどの減収、それから 2 割軽減につきましては 22 万 4 千円の減収、合わせて 111 万 2,000 円の減収ということになりますが、この部分につきましては基盤安定負担金の軽減対応分である程度の充当が見込まれますので、実際の令和 2 年度になってみませんと具体的な数字については確定しませんので、ここでちょっと申し上げるにはいかないかと思いますので、回答はその部分までということにさせていただきたいと思います。

岩藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。